

招集ご通知

GMO INTERNET

2024年12月期 定時株主総会

本総会はインターネット上でのみ開催する
バーチャルオンリー株主総会です。
株主様にご来場いただく会場はございません。

インターネット出席方法は本冊子内
「バーチャルオンリー株主総会ログイン方法の
ご案内」をご参照ください。

GMOインターネット株式会社 証券コード：4784



GMOインターネット株式会社
代表取締役社長
伊藤 正

株主の皆様へ

株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

当社は、2025年1月1日より、GMOインターネットグループ株式会社のインターネットインフラ事業を承継するとともに、社名をGMOインターネット株式会社に変更し、東京証券取引所プライム市場の上場企業として、新たなスタートを切りました。

インターネットインフラ事業は、ドメイン、クラウド・レンタルサーバー（ホスティング）、インターネット接続（プロバイダー）と言った、インターネットの利用にあたり欠かすことのできないサービスを提供している事業です。

新体制のもと、当社は ①既存事業の安定・継続成長 ②インフラ事業×広告メディア事業のシナジー ③新規事業の立ち上げ ④積極的仲間作り（M&A）を成長戦略として、さらなる成長に向けた取り組みを続けてまいります。2025年は、新規事業として、「GMO GPUクラウド」を立ち上げ、進化著しい生成AI市場への展開を進めてまいります。

また、株主還元につきましては、基本配当性向を65%以上に変更するとともに、2025年12月期及び2026年12月期につきましては、プライム上場の記念配当として、総配当性向100%での配当を実施いたします。

今後につきましても、成長戦略の実行による企業価値の向上と、株主の皆様への還元の強化を通じ、株主価値の最大化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

証券コード4784
2025年3月4日
(電子提供措置の開始日2025年2月25日)

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町26番1号
GMOインターネット株式会社
代表取締役社長 伊 藤 正

2024年12月期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社2024年12月期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「2024年12月期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://internet.gmo/ir/stock/stockholders/>

また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

敬 具

バーチャルオンリー株主総会へのご出席のご案内

1. バーチャルオンリー株主総会とは

インターネット等の手段を用いて株主総会に出席いただくものです。

バーチャル出席株主様は、株主総会の議事進行をライブ配信でご確認いただくとともに、ご質問のご提出並びに議案への採決（議決権行使）を行うことができます。

2. バーチャル出席に必要となる環境

本冊子内「バーチャルオンリー株主総会ログイン方法のご案内」をご参照ください。

3. バーチャル出席の方法（システムへのログイン方法）

本冊子内「バーチャルオンリー株主総会ログイン方法のご案内」をご参照ください。

4. 本総会出席の際の議決権行使の取扱いにつきまして

本総会にご出席いただいた場合の議決権行使の取扱いについては、次の通りです。

株主総会前日まで	本総会当日	議決権行使の取扱い
議決権を事前行使した	議決権を行使した*	当日の議決権行使が有効（事前行使は無効）
	議決権を行使しなかった	議決権の事前行使が有効
議決権を事前行使していない	議決権を行使した*	当日の議決権行使が有効
	議決権を行使しなかった	不行使

※賛否を表示されなかった議案は（事前行使があったものも含め）不行使となりますので、株主総会当日に議決権を行使される場合は、すべての議案について賛否をご表示ください。

5. 議決権の行使方法につきまして

ログイン先の本総会専用ウェブサイトより決議事項の採決時に議決権を行使いただけます。

6. ご質問及び動議の方法につきまして

バーチャルオンリー株主総会に出席いただきますと、ログイン先の本総会専用ウェブサイトよりご質問及び動議を提出いただけます。ご質問は、質疑応答時間には限りがあること、円滑な議事進行の観点から、一人1問までといたします。ご質問の記載方法については、本総会専用ウェブサイト上の記載をご確認ください。なお、審議の状況によっては、ご提出いただいたご質問に、すべて回答できない場合もございます。また、ご質問は本総

会の目的事項に関するご質問であり、他のご質問と重複しないものを中心に取り上げる予定です。回答できないご質問につきましては、今後の経営の参考とさせていただきます。

同様のご質問等を繰り返し送信する、膨大な文字量のテキストデータの送信を繰り返す、本総会の目的事項と関係のない不適切な内容を含むご質問等の送信を続けるなど、議事の進行やバーチャルオンリー株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合、議長の命令または議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。

動議の記載方法につきましても、本総会専用ウェブサイト上の記載をご確認ください。

7. 通信障害等の対応につきまして

通信障害等により本総会の議事に支障が生じる場合に備え、「障害時における本総会の延期または続行の決定」を議長に委任する決議を本総会の冒頭に行います。当該決議に基づき、議長が「延期または続行の決定」を行った場合には、予備日である2025年3月21日（金曜日）午前12時00分より、本総会の延会または継続会を開催いたします。その場合は当社ウェブサイト（<https://internet.gmo/ir/stock/stockholders/>）でお知らせいたします。

8. 事前のご質問の受付につきまして

株主の皆様からの、2024年12月期定時株主総会への事前のご質問を、下記、本総会専用ウェブサイトにて受付いたします。ログイン方法は本冊子内「バーチャルオンリー株主総会ログイン方法のご案内」をご参照ください。株主の皆様の関心が高いと思われる事項につきまして、2024年12月期定時株主総会で取り上げさせていただく予定です。株主総会にて取り上げることが出来なかったご質問につきましては今後の参考とさせていただきます。

【事前ご質問のご登録方法】

受付期間：2025年3月4日（火曜日）午前12時00分から
2025年3月11日（火曜日）午後7時00分まで
本総会専用ウェブサイト：<https://web.lumiagm.com/>

9. インターネットを使用することに支障がある株主様につきまして

議決権の行使をご希望の株主様のうち、インターネットを使用することに支障のある株主様におかれましては、書面により事前に議決権を行使いただきますよう、お願い申し上げます。電話会議システム専用番号へ電話をかけていただくことで、音声により議事進行をお聴きいただくことが可能になります。電話会議システムのご利用には事前申込が必要となります。なお、電話会議システムを通じて議決権を行使することはできません。ま

た、電話会議システムの通話料は株主様のご負担となります。

【電話会議システムお申込み方法】

FAXによりお申込みを受付いたします。お申込みの際は、同封の議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」と「氏名」に加えて、下記のご連絡日当日の指定の時間帯（午前10時00分から午後5時00分まで）にご連絡が可能な「電話番号」を記載の上、「電話会議システム利用希望」の旨を下記FAX番号まで送信ください。電話会議システム利用をご希望の株主さまには、株主総会運営事務局から、下記ご連絡日にお電話にて、詳細をご連絡させていただきます。

申込時に「株主番号」「氏名」「電話番号」「電話会議システム利用希望」の記載が揃っていない場合は、お申込みを無効とさせていただく場合がございます。予めご了承ください。

受付期間：2025年3月4日（火曜日）午前12時00分から

2025年3月11日（火曜日）午後5時00分まで

FAX番号：03-5728-7701

ご連絡日：2025年3月18日（火曜日）午前10時00分から午後5時00分まで
お電話にてご連絡いたします。

10. 代理出席につきまして

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。ご希望の株主様は、株主総会に先立って当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」のご提出が必要になりますので、詳細は下記までお問い合わせください。

【代理出席に関するお問い合わせ先】

受付期間：2025年3月4日（火曜日）午前12時00分から

2025年3月11日（火曜日）午後5時00分まで

メールアドレス：mc-ir@internet.gmo

FAX番号：03-5728-7701

※ ご返信先のメールアドレスまたはFAX番号を必ずご記載ください。

11. 終了予定時刻につきまして

本総会の終了予定時刻は開始から最大1時間後を予定しておりますが、議事の進行状況によっては、終了予定時刻よりも前に終了する場合がございます。

バーチャルオンリー株主総会ログイン方法のご案内

バーチャルオンリー株主総会とは、インターネット等の手段を用いて株主総会に出席いただくものです。株主様は、株主総会の議事進行をライブ配信でご確認いただくとともに、質問のご提出ならびに議案への採決（議決権行使）を行うことができます。

配信日時	2025年3月19日（水曜日）午後1時00分より （ログイン開始時間 午後0時30分より）
------	--

※視聴方法は次頁をご参照ください

なお、通信環境の影響により、ライブ配信の画像や音声が乱れ、あるいは一時断絶されるなどの通信障害等が発生する可能性があります。

万が一、通信障害等が発生した場合には、当社IRサイト（<https://internet.gmo/ir/stock/stockholders/>）にて速やかに株主の皆さまへお知らせいたします。

株主様におかれましては、当社IRサイトをご確認いただき、招集ご通知及び本紙「ログイン方法のご案内（手順）」をご参照のうえ、改めて本総会にバーチャル出席をお願い申し上げます。

ログイン時に必要な情報について

ご視聴には、IDとパスワードのご入力が必要となります。（その他必要情報は次頁以降をご参照ください）

IDとパスワードは同封の「ログイン用ID・パスワード通知書」をご参照ください。ID・パスワードは株主様ごとに異なります。

GMOインターネット株式会社
第26期定時株主総会
ログイン用ID・パスワード通知書

ID・パスワード

バーチャル株主総会へのご出席方法

▶スマートフォンやタブレット端末で出席する場合
QRコードをカメラアプリ、バーコードリーダーアプリで読み取って、バーチャル株主総会サイトへアクセスいただき、下記ID・パスワードを入力してバーチャル出席システムにログインしてください。

アクセス用QRコード

▶パソコンからバーチャル出席する場合/QRコードでログインできない場合
以下のURLへアクセスいただき、下記ID・パスワードを入力しバーチャル出席システムにログインしてください。

URL <https://web.lumiagm.com/109515340>

ID XXXXXXXX
パスワード XXXXXXXXXX

株主番号 議決権行使回数 個

ログイン方法のご案内（手順）

配信日時

2025年3月19日（水曜日）午後1時00分より
（ログイン開始時間 午後0時30分より）

1 本総会専用ウェブサイトへアクセス

<https://web.lumiagm.com/>



2 言語選択で「日本語」を選択する

 日本語

3 ミーティングIDをご入力

109-515-340

上記ミーティングIDをご入力後（ログイン）ボタンを押してください。



The screenshot shows the LUMI login interface. At the top is the LUMI logo. Below it is a text input field labeled 'ミーティングID入力'. At the bottom is an orange button labeled 'ログイン'.

ID、パスワードをご入力後、（バーチャルオンリー株主総会に出席する）を押してください。



The screenshot shows the GMO INTERNET login interface for the 2024 annual general meeting. It features the GMO INTERNET logo and the meeting title: 'GMOインターネット株式会社 2024年12月期定時株主総会'. There are two input fields: 'ログインID' and 'ログインPW'. Below the fields is a blue button labeled 'バーチャル株主総会に出席する'. At the bottom, there is a note: '※ログインガイド（必ずお読みください）※' with a downward arrow icon.

開会時間となる

2025年3月19日（水曜日）午後1時00分までお待ちください

ご注意事項など

1 バーチャル出席に必要な環境について

株主総会当日の議事進行の様子は、パソコン・スマートフォン等によりライブ配信でご確認いただくことができます。バーチャル出席を行うためには、以下環境でのご利用を推奨いたします。なお、バーチャル出席に必要な通信機器類及び通信料金等の一切の費用については、株主様のご負担となります。株主様がご利用のパソコン・スマートフォン等の不具合や、株主様ご自身の通信環境等を原因として、株主様がバーチャル出席できない場合や議決権等を行使できない場合もございますので、事前行使のうえご出席ください。

	PC		モバイル	
	Windows	Mac	Android	iOS
OS	Windows10以上	MacOS 最新版	Android 5以上	iOS11以上
ブラウザ※	Microsoft Edge, Google Chrome Mozilla Firefox	Safari	Chrome	Safari

※ 最新バージョンにてご覧ください

2 議決権行使について

バーチャルオンリー株主総会にご出席いただきますと、決議事項の採決時にオンライン上で議決権を行使いただけます。

3 ご質問及び動議について

バーチャルオンリー株主総会にご出席いただきますと、議長が指定する時間内に、オンライン上でご質問及び動議を提出いただけます。ご質問及び動議に関するご注意事項は「バーチャルオンリー株主総会へのご出席のご案内 6. ご質問及び動議の方法につきまして」及び本総会専用ウェブサイトに記載しておりますのでご参照ください。

4 その他の注意事項について

- 当社は、バーチャルオンリー株主総会の開催に当たり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行いますが、株主様がご利用のパソコン・スマートフォン等の不具合や、株主様ご自身の通信環境等を原因として、株主様がバーチャル出席できない場合や議決権を行使できない場合もございます。当社として、このような通信トラブルにより株主様が被った不利益等に関しては一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- ライブ配信の撮影、録画、録音、保存、SNSなどでの投稿等の利用につきまして、無断で内容を改変する等法令違反やその恐れがある行為その他不適切な行為はご遠慮ください。
- バーチャル出席に対応している言語は、日本語のみとなります点、ご了承ください。

5 お問い合わせについて

バーチャル株主総会ヘルプデスク

 **0120-245-022**

受付時間：3月4日（火）～3月18日（火）
午前9時00分～午後5時00分まで
（土日を除く平日）
株主総会当日 午前9時00分～配信終了まで

動画視聴について

株式会社
Jストリーム **050-3186-4576**

受付時間：株主総会当日
開始30分前～配信終了まで

議決権事前行使方法

インター
ネット

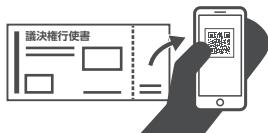


スマートフォン又は タブレットから議決権行使

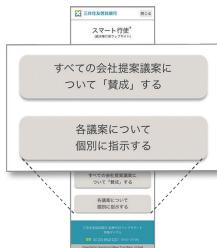
2025年3月18日(火) 午後7時00分受付分まで

QRコードを読み取っていただくことにより、議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使サイトにログインすることができます。

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に沿って賛否をご入力ください。



※[QRコード]は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

郵送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご返送ください。

2025年3月18日(火) 午後7時00分受付分まで

システム等に関する
お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031 [ダイヤル]
受付時間 午前9時～午後9時まで

インター
ネット



パソコンから議決権行使

2025年3月18日(火) 午後7時00分受付分まで

議決権行使
ウェブサイト

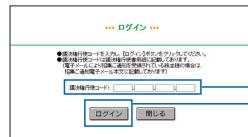
<https://www.web54.net>

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」と実際にご使用になる新しいパスワードをご入力ください。



「パスワード」を入力

ご自身でパスワードを設定

「登録」をクリック

4. 以降は画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

ご 注 意 事 項

●郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。●インターネットにより、複数回数にわたって議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、GMOインターネットグループの一員として、GMOイズムに基づいて経営を実践し続けています。今後もGMOイズムを実践することで、新たなインターネットの文化・産業とお客様の「笑顔」「感動」を創造し、社会と人々に貢献し、「すべての人にインターネット」を実現していくため、GMOインターネットグループの根幹であるGMOイズムを記載し、企業理念を明確にするものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条 (商号) 【 条文省略 】	第1条 (商号) 【 現行どおり 】
第2条 (GMOインターネットグループ創業の精神) 当社は、GMOインターネットグループの一員として、グループの創業の精神である「スピリットベンチャー宣言」を掲げ、インターネットの”場”の提供に経営資源を集中し、「日本を代表する総合インターネットグループ」として、インターネットを豊かに楽し、新たなインターネットの文化・産業とお客様の「笑顔」「感動」を創造し、社会と人々に貢献する。	第2条 (GMOイズム) 当社は、GMOインターネットグループの一員として、グループの創業の精神としての「スピリットベンチャー宣言」を根幹とする「GMOイズム」に基づき、インターネットの”場”の提供に経営資源を集中し、「日本を代表する総合インターネットグループ」として、インターネットを豊かに楽し、新たなインターネットの文化・産業とお客様の「笑顔」「感動」を創造し、社会と人々に貢献する。
第3条～第48条 【 条文省略 】	第3条～第48条 【 現行どおり 】

第2号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開ならびに財務内容等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金6円90銭、総額111,259,278円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年3月24日

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）4名選任の件

当社の取締役（監査等委員であるものを除く）全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき点はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	地位	当事業年度における 取締役会への出席状況（出席率）
1	再任 伊藤 正 ^{ただし}	代表取締役 社長執行役員	—
2	再任 熊谷 正寿 ^{まさとし}	取締役会長	18回中14回に出席（77.8%）
3	再任 橋口 誠 ^{まこと}	代表取締役 副社長執行役員	18回中18回に出席（100%）
4	再任 安田 昌史 ^{まさし}	取締役	18回中17回に出席（94.4%）

（注）取締役候補者の伊藤正氏は、2025年1月1日に当社取締役に就任したため、当事業年度における取締役会への出席状況は該当事項がございません。

候補者
番号

1



いとう ただし
伊藤 正

(1974年3月12日生)

再 任

所有する当社の株式数

普通株式

—

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1997年10月 インターキュー株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）入社
 2001年12月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）OEM事業本部長
 2004年3月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）取締役ビジネスパートナーカンパニープレジデント
 2004年9月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）取締役ビジネスパートナー統括本部長
 2006年8月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）取締役グループ営業推進統括本部長
 2008年4月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）常務取締役グループ営業推進統括本部長
 2009年1月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）常務取締役事業本部長
 2013年3月 GMOクラウド株式会社（現GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社）取締役
 株式会社paperboy&co.（現GMOペパボ株式会社）取締役
 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）専務取締役 グループインフラ部門統括 兼 事業本部長
 2020年3月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）取締役副社長 グループインフラ部門統括 兼 事業本部長
 2020年4月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）取締役副社長 グループインフラ部門統括 兼 事業統括本部長
 2022年3月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）取締役グループ副社長執行役員 グループインフラ部門統括 事業統括本部長暗号資産マイニング事業担当
 2023年3月 GMOインターネットグループ株式会社 取締役グループ副社長執行役員 グループインフラ部門統括 本体事業統括 事業統括本部長暗号資産マイニング事業担当
 2023年8月 GMOインターネットグループ株式会社 取締役グループ副社長執行役員 グループインフラ部門統括 本体事業統括 暗号資産マイニング事業担当
 2024年3月 GMOインターネットグループ株式会社 取締役グループ副社長執行役員 グループ代表補佐 グループインフラ部門統括 本体事業統括 暗号資産マイニング事業担当
 2025年1月 当社代表取締役 社長執行役員（現任）
 GMOインターネットグループ 取締役 グループ副社長執行役員 グループ代表補佐 グループインフラ部門統括 暗号資産マイニング事業担当（現任）

・取締役候補者とする理由

1997年10月にインターキュー株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）に入社し、2004年3月にグローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）の取締役に就任しました。GMOインターネットグループインフラ部門の要職を歴任し、インフラ事業に関する豊富な経験と知見等を有していることから、取締役として適任であると判断しました。

候補者
番号

2



くまがい まさとし
熊谷正寿

(1963年7月17日生)

再 任

所有する当社の株式数

普通株式

—

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1991年 5月 株式会社ボイスメディア（現GMOインターネットグループ株式会社）代表取締役
- 1999年 9月 当社代表取締役
- 2000年 4月 当社取締役
- 2001年 8月 株式会社アイル（現GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社）代表取締役会長
- 2002年 4月 GMO総合研究所株式会社（現GMOリサーチ&AI株式会社）取締役会長（現任）
- 2003年 3月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）代表取締役会長兼社長
株式会社アイル（現GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社）取締役会長（現任）
- 2004年 3月 株式会社paperboy&co.（現GMOペパボ株式会社）取締役会長（現任）
GMOモバイルアンドデスクトップ株式会社（現GMOメディア株式会社）取締役会長（現任）
- 2004年 12月 株式会社カードコマースサービス（現GMOペイメントゲートウェイ株式会社）取締役会長
- 2007年 3月 当社取締役会長
- 2008年 5月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）代表取締役会長兼社長グループ代表
- 2009年 4月 株式会社イノベックス（現GMO TECH株式会社）取締役会長（現任）
- 2011年 12月 GMOペイメントゲートウェイ株式会社 取締役会長兼社長
- 2012年 12月 GMOペイメントゲートウェイ株式会社 取締役会長（現任）
- 2015年 3月 当社取締役
- 2016年 3月 当社取締役会長（現任）
- 2022年 3月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）
代表取締役グループ代表 会長兼社長執行役員・CEO（現任）

・取締役候補者とする理由

GMOインターネットグループの創業者として同グループを率い、企業経営全般における豊富な経験と知見等を有しており、広範かつ高度な視野から経営全般に対する助言を期待できることから、取締役として適任であると判断しました。

候補者
番号

3



はしぐち まこと

橋 口 誠

(1968年10月1日生)

再 任

所有する当社の株式数

普通株式

46,735株

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2000年 4月	株式会社日広 (現GMOアドホールディングス株式会社)	取締役
2003年 4月	株式会社日広 (現GMOアドホールディングス株式会社)	常務取締役
2004年 4月	株式会社日広 (現GMOアドホールディングス株式会社)	専務取締役
2006年 9月	株式会社NIKKO (現GMOアドホールディングス株式会社)	専務取締役
2007年 7月	株式会社NIKKO (現GMOアドホールディングス株式会社)	代表取締役社長
2009年 8月	株式会社NIKKO (現GMO NIKKO株式会社)	代表取締役社長
2011年 3月		当社取締役
2015年 3月		当社代表取締役社長
	GMOソリューションパートナー株式会社 (2025年1月1日に当社との合併により消滅)	取締役
	GMOアドホールディングス株式会社	取締役 (現任)
2017年 5月	GMOインターネット株式会社 (現GMOインターネットグループ株式会社)	取締役グループ広告部門統括
2017年 6月	JWord株式会社 (現GMOインサイト株式会社)	取締役 (現任)
2017年 7月	GMOドリームウェーブ株式会社	代表取締役社長 (現任)
2019年 3月	GMO NIKKO株式会社	取締役会長 (現任)
2022年 3月	GMOインターネット株式会社 (現GMOインターネットグループ株式会社)	グループ常務執行役員・CBO(Chief Branding Officer) グループ広告部門統括 グループブランド担当
2023年 3月		当社代表取締役 社長執行役員
2023年 3月	GMOインターネットグループ株式会社	グループ常務執行役員・CBO(Chief Branding Officer) グループ広告部門統括 グループブランド・広報・ファシリティ担当
2023年 4月	GMOグローバルスタジオ株式会社	代表取締役社長 (現任)
2024年 5月	GMOインターネット株式会社 (現GMOインターネットグループ株式会社)	グループ常務執行役員・CBO(Chief Branding Officer) グループ広告部門統括 グループブランド・広報・ファシリティ担当 グループ広報部長 (現任)
2025年 1月		当社代表取締役 副社長執行役員 (現任)

・取締役候補者とする理由

2000年に広告代理事業を行う株式会社日広に入社し、一貫して広告分野における職責を歴任、2009年には株式会社NIKKO (現GMO NIKKO株式会社)の代表取締役に就任し、2015年には当社代表取締役に就任して、GMOインターネットグループ内におけるネット広告、メディア事業を統括しました。このような経歴より、企業経営全般における豊富な経験と当社事業分野における幅広い見識を有していることから、取締役として適任であると判断しました。

候補者
番号

4



やすだ まさし

安田 昌史

(1971年6月10日生)

再 任

所有する当社の株式数
普通株式

—

・ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2000年 4月 公認会計士登録
インターキュー株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）入社
- 2001年 9月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）経営戦略室長
- 2002年 3月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）取締役経営戦略室長
- 2003年 3月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）
常務取締役グループ経営戦略担当兼IR担当
- 2005年 3月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）
専務取締役管理部門統括・グループ経営戦略・IR担当
- 2008年 5月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）専務取締役グループ管理部門統括
- 2013年 3月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）
専務取締役グループ代表補佐 グループ管理部門統括
- 2015年 3月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）
取締役副社長グループ代表補佐 グループ管理部門統括
- 2016年 3月 当社取締役（現任）
GMOメディア株式会社 取締役（現任）
GMOクラウド株式会社（現GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社） 取締役（現任）
GMOペパボ株式会社 取締役
GMOリサーチ&AI株式会社 取締役（現任）
GMO TECH株式会社 取締役（現任）
- 2016年 6月 GMOクリックホールディングス株式会社（現GMOフィナンシャルホールディングス株式会社） 取締役（現任）
あおぞら信託銀行株式会社
（現GMOあおぞらネット銀行株式会社） 社外監査役
- 2016年12月 GMOペイメントゲートウェイ株式会社 取締役（現任）
- 2019年 6月 GMOあおぞらネット銀行株式会社 社外取締役（現任）
- 2022年 3月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社） 取締役グループ副社長執行役員・CFO グループ代表補佐 グループ管理部門統括（現任）

・ 取締役候補者とする理由

GMOインターネットグループの経営管理、財務、およびコーポレートガバナンスの分野における豊富な経験、ならびに公認会計士としての専門的な知識を有しており、広範かつ高度な視野から経営全般に対する助言を期待できることから、取締役として適任であると判断しました。

- (注) 1. 伊藤正氏、熊谷正寿氏、橋口誠氏および安田昌史氏は、当社の親会社であるGMOインターネットグループ株式会社の現在または過去10年以内の業務執行者であるときの地位および担当を略歴に含めて記載しております。なお、熊谷正寿氏は当社の親会社であるGMOインターネットグループ株式会社の代表取締役であり、当社は当該会社との間に営業上の取引関係、金銭の預入の関係があります。
2. 橋口誠氏は、GMO NIKKO株式会社の取締役会長であり、当社は当該会社との間に営業上の取引関係があります。
3. 各候補者の所有する当社の株式数には、当社持株会における本人の持分が含まれています。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

取締役スキルマトリックス（本総会において各候補者が選任された場合）

※下記一覧は取締役が有するすべての専門性、経験を示すものではありません。

項目名	 伊藤 正	 熊谷 正寿	 橋口 誠	 安田 昌史	 岩濱 みゆき	 杉野 知包	 鮎川 拓弥
GMOイズムの実践（※）	●	●	●	●	●	●	●
企業経営・経営戦略	●	●	●	●			
インターネットインフラ事業	●						
インターネット広告事業			●				
法務・コンプライアンス							●
リスクマネジメント							●
財務・会計・税務				●	●	●	
サステナビリティ				●			

※GMOイズムとは、「スピリットベンチャー宣言」をはじめとするGMOインターネットグループ全体における社是・社訓の総称です。

以 上

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当社は、2025年1月1日より、GMOインターネットグループ株式会社のインターネットインフラ事業およびインターネット広告・メディア事業を吸収分割により承継し、併せて商号をGMOインターネット株式会社へと変更致しました。この詳細につきましては、2024年6月25日に開示しました「GMOインターネットグループのインターネットインフラ事業の再編に係るGMOインターネットグループ株式会社との吸収分割契約締結に関するお知らせ」に記載がございます。

当社連結企業集団は、親会社であるGMOインターネットグループのインターネット広告・メディアセグメントを構成する連結企業集団として「すべての人にインターネット」という企業理念のもと、インターネット広告事業におけるナンバーワンを目指し、事業を展開しております。

当社グループの事業領域であるインターネット広告市場につきましては、2023年度の広告費が3兆3,330億円（前年比+7.8%）と、マスコミ四媒体広告費を上回り、3兆円を超える市場規模となっております。（株式会社電通調べ）。総務省の調査では、全ての年代で、インターネット利用時間ももっとも長く、また利用者の割合も継続して増加しているという結果が出ております。動画視聴・投稿やソーシャルメディアの利用時間も増加傾向が続いており、日常生活におけるインターネットの果たす役割がますます高まっているものと考えられます（総務省「令和4年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」より）。

このような流れを受け、インターネット広告市場においては広告形態の多様化が進んでおり、従来から活用される運用型広告以外にも、マス広告のように、認知促進を目的として動画広告等を活用する事例や、インターネット広告とオフラインでのマーケティング活動を組み合わせた事例など、企業におけるマーケティング活動の様々な場面でインターネット広告の活用が進んでおります。また、これに比例する形で、当社グループのようなマーケティングサービスを提供する事業者においては、広告主の事業活動全体に影響を及ぼすようなマーケティング支援と関連する高度な知識・ノウハウが求められるようになりつつあります。

当社グループでは、こうしたマーケティングの高度化・多様化や、AI及びテクノロジーの進歩といった状況は今後も継続するものと見込んでおり、本市場におけるさらなる取扱高の拡大と、市場トレンドに即した柔軟な戦略による収益の最大化を企図し、事業活動を行っております。

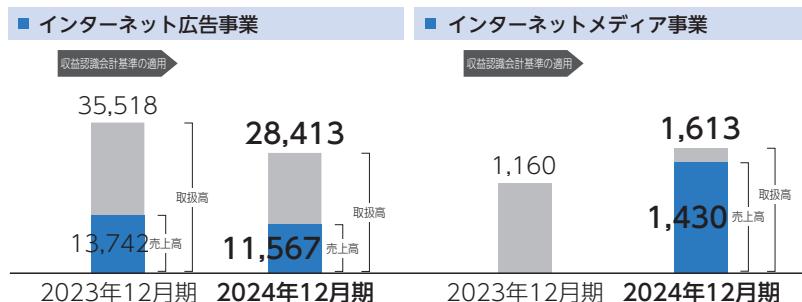
2024年12月期における業績面の状況としては、世界的な経済環境への不透明感が続く中、特に我が国においては、対面経済の正常化により経済環境全体の見通しが強気へ振れる一方、一部業種におけるコロナ禍で生じたいわゆる「巣ごもり」需要の落ち着きもみられ、当社顧客においても一部業種で広告需要の縮小が当社の想定を超えて顕著になり、取扱高が前年同期比で減少することとなりました。一方で費用については、生成AIを始めとした様々な技術・手法による業務効率化を図り、定常的に発生する費用については抑制が進んでいるものの、前述の企業再編に関する費用として257百万円を計上した影響により、一時的に大きく販管費が増加することとなりました。

これらの結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は12,997百万円（前年同期比12.8%減）、営業利益は139百万円（前年同期は25百万円の営業損失）、経常利益は151百万円（前年同期比15.7%減）、親会社株主に帰属する当期純損失は4百万円（前年同期は40百万円の当期純利益）となりました。

② 部門別概況

部門別売上高

(単位：百万円)



③ 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は32,917千円で、その主なものは次のとおりであります。

工具器具備品取得	9,394千円
ソフトウェア取得	23,522千円

④ 資金調達の状況

該当事項はありません。

⑤ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社子会社のGMO N I K K O株式会社とGMOアドマーケティング株式会社は、2024年1月1日付でGMO N I K K O株式会社を存続会社、GMOアドマーケティング株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。

- (注) 1. 当社は、2024年6月25日付吸収分割契約に基づき、2025年1月1日をもって当社親会社であるGMOインターネットグループ株式会社からインターネットインフラ事業及びインターネット広告・メディア事業を承継しました。
2. 当社は、2024年11月18日付吸収合併契約に基づき、2025年1月1日をもって当社子会社であるGMOソリューションパートナー株式会社を吸収合併しました。

⑧ 他会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

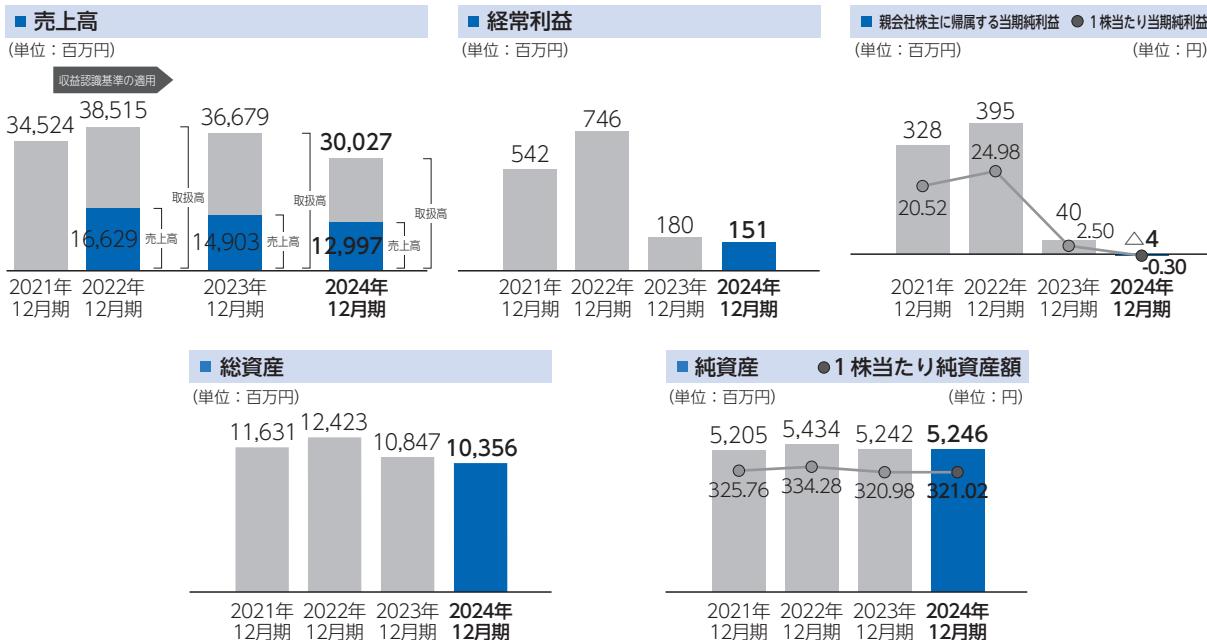
該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

区 分	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期	当連結会計年度 2024年12月期
売上高 (千円)	34,524,631	16,629,012	14,903,840	12,997,730
経常利益 (千円)	542,519	746,798	180,288	151,921
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	328,213	395,970	40,343	△4,845
1株当たり当期純利益 (円)	20.52	24.98	2.50	△0.30
総資産 (千円)	11,631,256	12,423,478	10,847,704	10,356,245
純資産 (千円)	5,205,871	5,434,375	5,242,038	5,246,693
1株当たり純資産額 (円)	325.76	334.28	320.98	321.02

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2022年12月期の期首から適用しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。



(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

1. 親会社との関係

当社の親会社はGMOインターネットグループ株式会社およびGMOアドホールディングス株式会社であります。GMOインターネットグループ株式会社は、当社普通株式1,557,200株（議決権比率9.66%）を直接所有するとともに、当社普通株式7,632,000株（議決権比率47.34%）を所有するGMOアドホールディングス株式会社の親会社であります。

当社は、GMOインターネットグループ株式会社との間で、資金調達及び運用並びに決済事務の効率化を目的とした、資金の一括管理その他のキャッシュマネジメントサービスの運営委託契約を締結しております。

親会社	親会社の議決権 所有割合 (%)	主要な事業内容
GMOインターネットグループ株式会社	57.00 (47.34)	持株会社（グループ経営機能）
GMOアドホールディングス株式会社	47.34	インターネット広告事業

(注) 親会社の議決権所有割合欄の（ ）内は間接被所有割合であり、所有割合の内数であります。

2. 親会社等との間の取引に関する事項

当社は親会社であるGMOインターネットグループ株式会社とは営業上の取引関係、金銭の預入の関係および役員の兼務の関係があり、GMOアドホールディングス株式会社とは役員の兼務の関係があります。

当社は、親会社等との取引に関して、市場実勢価格や市場金利等を勘案して取引条件等を決定しておりますので妥当性があると考えております。また、当社取締役会を中心とした当社独自の意思決定を行っており、意思決定手続については問題はないものと考えております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権 比率	主要な事業内容
GMO NIKKO株式会社	100,000千円	100.00%	インターネット広告事業
GMOインサイト株式会社	50,000千円	100.00%	インターネットメディア事業
GMOソリューションパートナー株式会社	100,000千円	100.00%	インターネット広告事業及び インターネットメディア事業

(注) 1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

2. 当社とGMOソリューションパートナー株式会社は、2025年1月1日付で当社を存続会社、GMOソリューションパートナー株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。

(4) 経営方針、経営環境および対処すべき課題等

当社は、事業基盤の確立のため、以下の取り組みを重点課題とし、企業体制の強化を進めてまいります。

1. 当社事業における戦略

当社及び当社連結法人（以下総称して「当社連結企業集団」）は、①インターネットインフラ事業及び②インターネット広告・メディア事業を展開する連結企業集団です。

① インターネットインフラ事業

インターネットインフラ事業においては、顧客ニーズを捉えた商材・サービスを提供するため、開発体制を内製化し、個人・法人・地方公共団体など、お客さまがインターネット上で情報発信・経済活動を行なうための基盤となるサービスを、ワンストップで提供しております。その大半がストック型の商材であり、当社グループの強固な収益基盤となっております。引き続き、顧客ニーズを捉えたサービスの開発に取り組むとともに、サイバーセキュリティサービスの付加、運用・サポート体制の拡充などを通じて、顧客満足度の向上を目指します。

② インターネット広告・メディア事業

インターネット広告・メディア事業においては、インターネットでビジネスを手掛けるお客さまの集客支援サービスを提供しています。複雑化・多面化するインターネット広告市場の変化に対応すべく、アドテクノロジー分野の強化、自社商材・自社メディアの開発強化を進めてまいります。当社連結企業集団のインターネット広告市場に及ぼす影響力を高めるため、自社商品・サービスの開発力を引き続き強化してまいります。

2. 優秀な人材の獲得と育成、組織の強化

インターネット業界をリードするプロ集団を目指すにあたり、高い倫理観を持つ人材の育成は、重要な経営課題の一つとして認識し、継続して取り組んでまいります。

特に、コンプライアンスに対する高い意識付けを目的とした教育・研修や、人材の長期継続雇用体制の構築を目的とした人材育成フォローアップ制度の拡充を図ってまいります。

また、より良い組織と職場環境の構築を目的としたエンゲージメント施策を講じ、当社連結経営と事業・サービスに関与する全ての役職員の声・組織の状態を可視化することで、外的要因に左右されない強い組織づくりを進めてまいります。

3. 内部統制の拡充

株主・投資家の判断基準となる企業会計の信ぴょう性はもとより、当社企業活動そのものへの信頼の醸成・予測可能性の提供は、健全な企業統治体制の下でのみ実現しうるものであることを強く認識するとともに、取締役会を中心としたコーポレートガバナンスの停滞、業務・内部管理体制およびコンプライアンス意識の不全により損なわれることにも十全の配慮をし、コーポレートガバナンス体制の整備・充実と、これを支える業務・内部管理体制の拡充、およびコンプライアンス意識の向上に努めてまいります。

4. 外的環境変化への対応と社内環境の整備

天災地変・感染症などの外的要因による当社連結企業集団の事業・サービスの停止や業績への影響を回避・軽減するべく、社内システム等の業務基盤の整備、指揮命令系統の連携体制を適宜見直すなど、既存のBCP対策に対して必要に応じて改善を進めてまいります。また、外的要因の環境変化をいち早く感知し、柔軟に対応していくための組織体制の強化を実行してまいります。

(5) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

当社連結企業集団の主要な事業は、「インターネット広告事業」および「インターネットメディア事業」であります。

(6) 主要な営業所（2024年12月31日現在）

当 社	本社	：東京都渋谷区
GMO NIKKO株式会社	本社	：東京都渋谷区
GMOインサイト株式会社	本社	：東京都渋谷区
GMOソリューションパートナー株式会社	本社	：東京都渋谷区

(7) 使用人の状況（2024年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数		前連結会計年度末比増減	
インターネット広告事業	363	(69) 名	—	—
インターネットメディア事業	40	(12) 名	—	—
全社（共通）	50	(7) 名	—	—
合 計	453	(88) 名	110名減	(11名減)

(注) 1.使用人数は従業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2.当連結会計年度より、新しい事業区分に変更したため、セグメント別の前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
50 (7) 名	1名増 (1名増)	38.7歳	8.0年

(注) 使用人数は就業人数であり、臨時従業員である契約社員およびアルバイト等は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年12月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年12月31日現在)

① 発行可能株式総数	60,800,000株
② 発行済株式の総数	16,757,200株
③ 株主数	7,201名
④ 大株主 (上位10名)	

株主名	持株数	持株比率
GMOアドホールディングス株式会社	7,632,000株	47.33%
株式会社ネットアイアールディー	2,316,000株	14.36%
GMOインターネットグループ株式会社	1,557,200株	9.66%
藤島 満	242,100株	1.50%
GMOアドパートナーズ従業員持株会	143,300株	0.89%
松本 栄治	135,500株	0.84%
楽天証券株式会社	129,200株	0.80%
GMOアドパートナーズ役員持株会	117,400株	0.73%
鈴木 智博	101,000株	0.63%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	76,400株	0.47%

(注) 1. 持株比率は、自己株式 (632,667株) を控除して計算しております。

2. 当社は、2025年1月1日をもってGMOアドパートナーズ株式会社からGMOインターネット株式会社に商号を変更してお

り、それに伴って、同日をもって、GMOアドパートナーズ従業員持株会はGMOインターネット従業員持株会に、GMOアドパートナーズ役員持株会はGMOインターネット役員持株会に名称を変更しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2024年12月31日現在）

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の様況

① 取締役の様況 (2024年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の様況
代表取締役 社長執行役員	橋 口 誠	GMOインターネットグループ株式会社 グループ常務執行役員・CBO(Chief Branding Officer) グループ広告部門統括 グループブランド・広報・ファシリティ担当 グループ広報部長 GMOアドホールディングス株式会社取締役 GMO NIKKO株式会社取締役会長 GMOインサイト株式会社取締役 GMOソリューションパートナー株式会社取締役 GMOドリームウェブ株式会社代表取締役社長 GMOグローバルスタジオ株式会社代表取締役社長
取締役会長	熊 谷 正 寿	GMOインターネットグループ株式会社 代表取締役グループ代表 会長兼社長執行役員・CEO GMOアドホールディングス株式会社代表取締役社長 GMOペイメントゲートウェイ株式会社取締役会長 GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社取締役会長 GMOペパボ株式会社取締役会長 GMOリサーチ&AI株式会社取締役会長 GMO TECH株式会社取締役会長 GMOメディア株式会社取締役会長
取締役 副社長執行役員	堀 内 敏 明	当社グループCTO室長 GMOインターネットグループ株式会社 グループ専務執行役員 グループ技術者採用・技術広報担当 グループ研究開発本部長
取締役 専務執行役員	菅 谷 俊 彦	GMO NIKKO株式会社取締役 GMOインサイト株式会社監査役 GMOソリューションパートナー株式会社監査役

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役	安田 昌史	GMOインターネットグループ株式会社 取締役グループ副社長執行役員・CFO グループ代表補佐 グループ管理部門統括 GMOペイメントゲートウェイ株式会社取締役 GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社取締役 GMOフィナンシャルホールディングス株式会社取締役 GMOリサーチ&AI株式会社取締役 GMO TECH株式会社取締役 GMOメディア株式会社取締役 GMOあおぞらネット銀行株式会社社外取締役
取締役	有澤 克己	GMOインターネットグループ株式会社 グループ専務執行役員 グループ財務担当 グループ国際化支援室担当 本体事業管理本部長 GMOドリームウェブ株式会社監査役
取締役	齋藤 稔	GMOインターネットグループ株式会社 プロジェクトG推進室長
取締役 (常勤監査等委員)	岩濱 みゆき	岩濱公認会計士事務所 所長
取締役 (監査等委員)	杉野 知包	-
取締役 (監査等委員)	鮎川 拓弥	佐藤総合法律事務所 弁護士
取締役 (監査等委員)	稲葉 幹次	GMOインターネットグループ株式会社相談役

- (注) 1. 取締役(常勤監査等委員)岩濱みゆき氏、取締役(監査等委員)杉野知包氏及び取締役(監査等委員)鮎川拓弥氏は社外取締役であります。
2. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 当社は、取締役(常勤監査等委員)岩濱みゆき氏、取締役(監査等委員)杉野知包氏及び取締役(監査等委員)鮎川拓弥氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役(常勤監査等委員)岩濱みゆき氏、取締役(監査等委員)杉野知包氏及び取締役(監査等委員)鮎川拓弥氏につきまして、それぞれ、財務、会計および法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2024年3月19日開催の2023年12月期定時株主総会において、齋藤稔氏が取締役に、また鮎川拓弥氏が取締役(監査等委員)に新たに選任され、就任いたしました。
6. 熊谷文麿氏は、2024年3月19日開催の2023年12月期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役(監査等委員)を退任いたしました。
7. 2025年1月1日をもって、取締役堀内敏明氏、取締役菅谷俊彦氏、取締役有澤克己氏、取締役齋藤稔氏、及び取締役(監査等委員)稲葉幹次氏は、辞任により退任いたしました。
8. GMOソリューションパートナー株式会社は、当社との吸収合併により2025年1月1日に法人格が消滅しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）の岩濱みゆき氏、杉野知包氏及び鮎川拓弥氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、同法第425条第1項各号の合計額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、被保険者が違法に利益もしくは便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為、または法令等に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求については填補されません。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役および監査役であり、保険料は原則として当社が負担しておりますが、保険料の約1割については被保険者が負担しております。

④ 取締役の報酬等

1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を取締役会の決議により定めており、その概要は以下のとおりです。

取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬総額は、株主総会から授権した承認枠内の範囲において、取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬額及び各取締役の報酬額を、当社及び主要な連結子会社の常勤取締役で構成される経営会議（以下、「経営会議」）で、指名報酬委員会の意見を踏まえ決定します。

固定報酬は、每期設定される売上高、経常利益、配当額、一人当たり利益、売上高成長率、利益成長率等の業績数値目標・配当目標や顧客継続率・従業員定着率等の定量的な目標のみならず、スピリットベンチャー宣言を基礎とする定性的な目標の達成度を多面的に評価した結果で自動的に報酬の基準が定まる仕組みとなっており、さらに、取締役毎に每期設定する個別の目標の達成度に応じて、取締役毎の基準報酬額が20%の範囲内で増減される報酬制度となっております。仮に、当社としての業績目標が未達であった場合には、一定の報酬返上ルールが存在する一方、業績目標を達成した場合には、その成果に応じて役員賞与が追加の業績連動報酬として支給されることとしております。さらに、中長期的な業績が反映できる仕組みとして、ストックオプション制度を導入しております。

また、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会規則の定めに基づき、監査等委員である取締役の協議により定めるものとしております。

2. 取締役の報酬についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の限度額は、2016年3月20日開催の第17期定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人給給与は含まない。）と決議いただいております。当該決議時点の対象となる取締役（監査等委員を除く）の員数は10名です。また、当該金銭報酬枠とは別枠で、2024年9月11日開催の臨時株主総会において、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として、年額50,000千円以内（社外取締役及び監査等委員である取締役は対象外）と決議いただいております。当該決議時点の対象となる取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の員数は7名です。

取締役（監査等委員）の金銭報酬の限度額は、2016年3月20日開催の第17期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該決議時点の対象となる監査等委員である取締役の員数は3名です。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬を決定するにあたっての手続きは、次のとおりです。

- ・上記方針に則り算出された報酬額の基準に基づき、代表取締役が、個々の取締役が每期設定する個別目標の達成度を勘案し、当社及び主要な連結子会社の常勤取締役で構成される経営会議に上程します。
- ・経営会議は、監査等委員会の意見を踏まえ上記答申を尊重し、取締役の役位ごとの報酬基準額を確認の上、2016年3月20日開催の第17期定時株主総会の決議による報酬年額総額の範囲内において、指名報酬委員会の意見を踏まえ、取締役の支給額を決定します。

なお、当事業年度における経営会議の体制は下記のとおりです。

橋口誠（代表取締役社長執行役員）、堀内敏明（取締役副社長執行役員）、菅谷俊彦（取締役専務執行役員）、佐久間勇（常務執行役員）、伊藤幹高（執行役員）、徳永伸一郎（執行役員）、岩濱みゆき（社外取締役・監査等委員）、杉野知包（社外取締役・監査等委員）、鮎川拓弥（社外取締役・監査等委員）、稲葉幹次（取締役・監査等委員）、その他連結子会社執行役員6名

また、指名報酬委員会の体制は以下の通りです。

岩濱みゆき（社外取締役・監査等委員）、杉野知包（社外取締役・監査等委員）、鮎川拓弥（社外取締役・監査等委員）、橋口誠（代表取締役社長執行役員）、菅谷俊彦（取締役専務執行役員）5名

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、各担当部門の業績目標の設定や職務執行の報告を受ける合議体たる経営会議において決することが最適であり、また経営会議において原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

4. 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の員数
		基本報酬	賞与	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	74,455千円 （－）	74,455千円 （－）	一千円 （－）	2名 （－）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	15,600千円 （15,600千円）	15,600千円 （15,600千円）	一千円 （一千円）	4名 （4）
合計 （うち社外役員）	90,055千円 （15,600千円）	90,055千円 （15,600千円）	一千円 （一千円）	6名 （4）

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 上記のうち取締役（監査等委員を除く）の基本報酬には、代表取締役社長執行役員 橋口誠氏及び取締役専務執行役員 菅谷俊彦氏が2024年12月期の業績目標の未達成を受け、基本報酬2ヵ月相当分の一部を自主返納した金額を含んでおります。

5. 業績連動報酬等に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬は、固定報酬を原則とし、その目標達成度合いに応じ、追加的に「役員賞与」を業績連動報酬として支給することとしており、監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬を原則とし、監査等委員会の決定に基づくものとしております。

業績連動報酬は、一定の業績目標を達成した場合には、その成果に応じて役員賞与が追加の報酬として支給され、主に、当社連結グループにおける営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益等の業績目標を指標としております。なお、業績指標に関する実績は、「1 企業集団の現況（2）財産および損益の状況」のとおりです。

業績及び業績目標達成度等に連動した報酬制度に基づき決定することで、持続的な成長に向けた健全なインセンティブ付けを図っており、また業績目標の達成の成否を指標とすることで、恣意性を排除し、報酬制度の適正性を担保しております。

⑤ 社外役員に関する事項

1. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）岩濱みゆき氏は、岩濱公認会計士事務所長を兼務しております。当社と岩濱公認会計士事務所との間に特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）鮎川拓弥氏は、佐藤総合法律事務所の弁護士を兼務しております。当社は佐藤総合法律事務所との間で法律顧問契約を締結しております。

2. 当事業年度における主な活動状況

		活動状況
社外取締役 (監査等委員)	岩 濱 みゆき	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席し、また開催された監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から、出席した取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を、また出席した監査等委員会において、適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	杉 野 知 包	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席し、また開催された監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から、出席した取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を、また出席した監査等委員会において、適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	鮎 川 拓 弥	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、また開催された監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、出席した取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を、また出席した監査等委員会において、適宜、必要な発言を行っております。

(注) 取締役（監査等委員）鮎川拓弥氏につきましては、2024年3月19日就任後の状況を記載しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46,450千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46,450千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適正であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の執行状況等を総合的に勘案し、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 子会社の監査に関する事項

該当事項はありません。

⑦ 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社連結企業集団の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社ならびに当社子会社から成る企業集団（以下、「当社連結企業集団」という。）では、文書管理規程および情報セキュリティポリシーなどによる社内規則類の定めに基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的情報により記録し、文書管理規程に定める保管場所に、文書の分類ごとと同じく同規程に定められた期間保存することにより適切な管理および保管を行います。

当社連結企業集団の監査等委員および内部監査室は、その権限において、文書等の閲覧および謄写を行うことができます。

② 当社連結企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社連結企業集団では、リスク管理規程をはじめとした損失の危険の管理に関する規程等を制定し、各種取引から発生する損失の危険を最小限にすべく対応しています。

また、当社連結企業集団では、取締役を構成員（常勤監査等委員は任意出席）として、会社の取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要事項を協議または決議する経営会議を設置しており、当該会議体を原則毎週開催することにより、日々の取引の状況を詳細に把握し、会社に損害を及ぼす恐れのある事実の早期発見に努めております。

さらに、当社では「リスク管理委員会」を設置して、月次のリスク情報にかかる報告および共有の他、四半期に一度の頻度でリスク分析を目的とした会議体を開催することにより、当社連結企業集団に損害を及ぼす恐れのあるリスク情報の発見と分析、この結果を踏まえたリスク発生防止およびリスク再発防止策の立案検討、およびその発現への対処に努めております。

③ 当社連結企業集団の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社連結企業集団では、各取締役の担当事業部門を明確にしており、各期の業績に対する経営責任を明確にするため、2016年3月20日より、取締役（監査等委員であるものを除く）の任期を1年と定め、毎年当該取締役一人ひとりの業績評価を厳格に行うことにより、その業務執行の効率性を向上させております。

定例の経営会議および当社連結企業集団横断の幹部メンバーによる会議を原則毎週開催し、経営の重要事項の決定や職務執行状況の把握を適時に行うことにより職務の効率性を常に検証しております。

④ 当社連結企業集団の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社連結企業集団は、GMOインターネットグループの培ってきたマインドを「GMOインターネットグループ スピリットベンチャー宣言」として共有して企業活動の原点として遂行し、また、「GMOインターネットグループ コンプライアンス要綱」の下、法令および社内規程類・社会倫理を遵守（コンプライアンス）するための体制を維持しております。

経営意思決定ならびに職務執行の報告の場である取締役会では、全ての議題に監査等委員会の意見を求め、経営判断の適法性および妥当性の確認を行っております。

また、GMOインターネットグループの「GMOヘルプライン制度」および当社連結企業集団独自の「GMOインターネット連結ヘルプライン制度」の利用により、相談・通報体制を運用し、不正行為等の予防、早期発見および自浄作用の実効性を図り、会社のコンプライアンス経営の強化に取り組んでいます。

「内部監査室」は、業務執行が法令・定款等に適合しているかについて定期的に監査を実施しております。

⑤ 当社連結企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社では、当社連結企業集団全社の社長を含めた、当社連結企業集団横断の幹部メンバーによる会議を原則毎週開催し、当社連結企業集団各社の経営活動の成果等を把握し、予算統制を的確に行っております。

当社連結企業集団各社には、当社より取締役若しくは監査役を一定数派遣し、業務執行の状況について常時把握し、関係会社管理規程に定める一定の重要な意思決定事項については、予め当社取締役会または経営会議に報告することにより、連結企業集団全体としての業務の適正性を確保しています。

また、当社連結企業集団に向けて、コンプライアンスに関する教育・研修体制を整え、不正行為等の予防、早期発見および自浄作用の実効性を図り、連結企業集団全体としてのコンプライアンス経営の強化に取り組んでいます。

さらに、「内部監査室」を設置し、当社連結企業集団各社への業務執行、管理状況についての内部監査を行い、業務の適正を確保する体制を構築しています。

なお、前記「リスク管理委員会」が、原則、四半期に1回、グループのリスク管理状況について取締役会へ報告することにより、更なる業務の適正性が確保されるよう努めております。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社では、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の設置を行っておりませんが、必要に応じて、監査等委員会職務補助のためスタッフの設置等の対応をしております。

⑦ 第⑥号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

第⑥号の使用人を設置する場合、その補助業務に関しては、監査等委員会の指揮命令にのみ服するものとし、取締役および他の業務執行組織の指揮命令を受けないものとするにより、監査等委員会の職務を補助する使用人に対する指示の実効性を確保することとします。

8 第⑥号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

第⑥号の使用人を設置する場合には、その独立性を確保するため、スタッフの任命、異動、人事考課等の人事権に係る事項の決定は、事前に監査等委員会の同意を得ることとします。

9 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制

当社では、監査等委員である取締役が、取締役会はもとより経営会議等重要な会議へ出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて取締役等にその説明を求め、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握しています。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合には、法令に従い、速やかに監査等委員会に報告することとしています。

また、監査等委員会は、当社の会計監査人から会計監査ならびに内部監査室から内部監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を図り連携体制を構築しています。

10 子会社の取締役および使用人が当社監査等委員会に報告をするための体制

当社では、子会社との間で、予め、子会社の取締役、監査役、使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が、子会社の取締役会もしくは監査役を介してまたは直接に、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、監査等委員会、使用人等に報告することができる体制を整備することとしています。

11 前2号の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 監査等委員会は、取締役または使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わないこととします。

(2) 監査等委員会は、報告した使用人の異動、人事評価および懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができるものとします。

12 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとします。

13 その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員である取締役と代表取締役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に打ち合わせを設けています。

また、会計監査人ならびに内部監査室とも定期的に打ち合わせを設けています。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社および当社連結企業集団各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、当社および当社連結企業集団各社の使用人に対し、コンプライアンスについて社内研修での教育を行い、法令および定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

また、当社および当社連結企業集団各社は、「GMOヘルプライン制度」および「GMOインターネット連結ヘルプライン制度」の利用により相談・通報体制を運用し、不正行為等の予防、早期発見および自浄作用の実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

当社は、リスク管理委員会において、当社連結企業集団に損害を及ぼす恐れのあるリスク情報の早期発見と、その発現への対処に努めております。

④ 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社および当社連結企業集団各社の内部監査を実施しております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、各事業年度の業績、企業体質の強化と今後の事業展開を総合的に勘案しつつ、連結ベースの配当性向50%を目標とすることを基本方針としてまいりました。

2025年12月期からは、安定的な財務基盤を維持した上で、株主の皆様に対する利益還元をさらに強化するべく、連結ベースの配当性向を65%に引き上げることといたしました。

また、配当回数につきましては、これまで当社は株主総会を決定機関として年1回の配当を行うことを基本方針としておりましたが、迅速かつ機動的な資本政策の実行を図るとともに、株主の皆様への速やかな利益還元を目的とし、基準日を毎年3月31日、6月30日、9月30日、12月31日とした四半期配当を2025年12月期より行う予定としています。

このような方針に基づき、2024年12月期の年間配当につきましては、1株当たり6円90銭を予定しております。2024年12月期の親会社株主に帰属する当期純損失は4百万円となりますが、組織再編に関するアドバイ

ザリー費用等の発生による利益の減少幅を鑑み、期初予想である1株当たり当期純利益13円65銭に対し、配当性向50%として計算したものです。

また、2025年12月期の配当につきましては、上記基本方針に基づき、年間で1株当たり11円83銭の配当を行うとともに、四半期配当の実施を行う予定です。また、これに加えて、プライム市場への上場に伴い株主の皆様への感謝の意を表すため、配当性向35%を基準とした、年間で1株当たり6円37銭の記念配当の実施を予定いたします。これにより、最終的な2025年12月期の1株当たり配当は、年間総額で18円20銭を予想しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年12月31日現在)

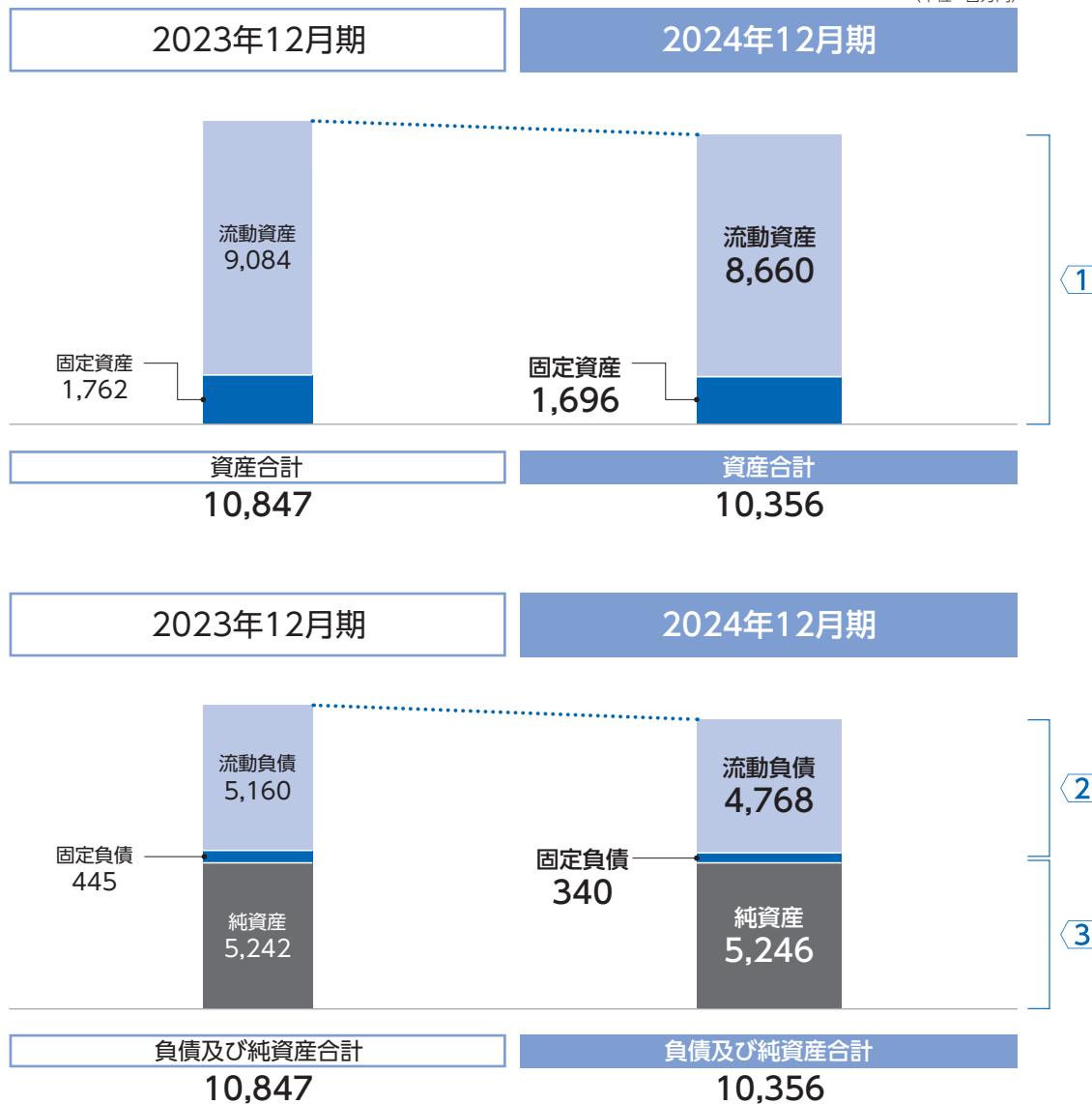
(単位：千円)

科目	2024年12月期	科目	2024年12月期
● 資産の部		● 負債の部	
流動資産	8,660,124	流動負債	4,768,858
現金及び預金	4,024,538	買掛金	3,314,740
受取手形及び売掛金	3,521,786	未払金	343,081
関係会社預け金	900,000	未払法人税等	154,680
その他	248,494	未払消費税等	124,541
貸倒引当金	△34,694	賞与引当金	85,155
		役員賞与引当金	6,566
		ポイント引当金	43,899
固定資産	1,696,121	その他	696,191
有形固定資産	270,885	固定負債	340,694
建物	216,589	繰延税金負債	8,850
工具器具及び備品	49,895	資産除去債務	145,198
その他	4,400	その他	186,644
無形固定資産	210,800	負債合計	5,109,552
のれん	16,866	● 純資産の部	
ソフトウェア	190,941	株主資本	5,078,989
その他	2,991	資本金	1,301,568
投資その他の資産	1,214,436	資本剰余金	2,150,246
投資有価証券	673,485	利益剰余金	1,878,182
繰延税金資産	161,899	自己株式	△251,008
その他	404,353	その他の包括利益累計額	97,421
貸倒引当金	△25,302	その他有価証券評価差額金	97,421
資産合計	10,356,245	新株予約権	26,109
		非支配株主持分	44,173
		純資産合計	5,246,693
		負債及び純資産合計	10,356,245

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 連結貸借対照表のポイント

(単位：百万円)



1 資産

当連結会計年度末における資産合計は、10,356百万円（前連結会計年度末は10,847百万円）と491百万円の減少となりました。

流動資産につきましては8,660百万円（前連結会計年度末は9,084百万円）と424百万円の減少となりました。主な要因は、流動資産その他が248百万円（前連結会計年度末は455百万円）と207百万円減少、現金及び預金が4,024百万円（前連結会計年度末は4,185百万円）と160百万円の減少したこと等によるものであります。

固定資産につきましては1,696百万円（前連結会計年度末は1,762百万円）と66百万円の減少となりました。主な要因は、ソフトウェアが190百万円（前連結会計年度末は254百万円）と63百万円の減少、無形固定資産その他が2百万円（前連結会計年度末は50百万円）と47百万円減少した一方で、投資有価証券が673百万円（前連結会計年度末は629百万円）と43百万円増加したこと等によるものであります。

2 負債

当連結会計年度末における負債合計は5,109百万円（前連結会計年度末は5,605百万円）と496百万円の減少となりました。

流動負債につきましては4,768百万円（前連結会計年度末は5,160百万円）と391百万円の減少となりました。主な要因は、買掛金が3,314百万円（前連結会計年度末は3,690百万円）と375百万円の減少、流動負債その他が696百万円（前連結会計年度末は930百万円）と234百万円減少した一方で、未払法人税等が154百万円（前連結会計年度末は24百万円）と130百万円増加したこと等によるものであります。

固定負債につきましては340百万円（前連結会計年度末は445百万円）と104百万円の減少となりました。主な要因は、固定負債その他が186百万円（前連結会計年度末は284百万円）と97百万円減少、繰延税金負債が8百万円（前連結会計年度末は12百万円）と3百万円減少したこと等によるものであります。

3 純資産

純資産合計につきましては5,246百万円（前連結会計年度末は5,242百万円）と4百万円の増加となりました。主な要因は、その他有価証券評価差額金の増加25百万円、利益剰余金の減少25百万円（親会社株主に帰属する当期純損失の計上により4百万円の減少、配当金の支払いにより20百万円の減少等）を計上したこと等によるものであります。

連結損益計算書 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

科 目	2024年12月期	
売上高		12,997,730
売上原価		7,023,446
売上総利益		5,974,283
販売費及び一般管理費		5,834,440
営業利益		139,843
営業外収益		
受取利息	6,151	
受取配当金	341	
為替差益	526	
補助金収入	8,613	
持分法による投資利益	2,859	
その他	19,062	37,554
営業外費用		
投資事業組合運用損	24,373	
その他	1,102	25,476
経常利益		151,921
特別利益		
新株予約権戻入益	5,293	5,293
特別損失		
減損損失	8,965	
投資有価証券評価損	34,977	43,942
税金等調整前当期純利益		113,272
法人税、住民税及び事業税	154,782	
法人税等調整額	△48,743	106,038
当期純利益		7,233
非支配株主に帰属する当期純利益		12,078
親会社株主に帰属する当期純損失		4,845

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年1月1日 残高	1,301,568	2,149,494	1,903,986	△252,278	5,102,770
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△20,958		△20,958
親会社株主に帰属する当期純損失			△4,845		△4,845
自己株式の処分		752		1,269	2,022
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	752	△25,803	1,269	△23,781
2024年12月31日 残高	1,301,568	2,150,246	1,878,182	△251,008	5,078,989

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計			
2024年1月1日 残高	71,916	71,916	31,863	35,488	5,242,038
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△20,958
親会社株主に帰属する当期純損失					△4,845
自己株式の処分					2,022
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	25,504	25,504	△5,754	8,685	28,435
連結会計年度中の変動額合計	25,504	25,504	△5,754	8,685	4,654
2024年12月31日 残高	97,421	97,421	26,109	44,173	5,246,693

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書の要旨 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

科 目	2024年12月期
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,671
投資活動によるキャッシュ・フロー	△144,393
財務活動によるキャッシュ・フロー	△22,822
現金及び現金同等物に係る換算差額	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△160,544
現金及び現金同等物の期首残高	4,185,083
現金及び現金同等物の期末残高	4,024,538

キャッシュ・フローの変動要因

営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、6百万円の増加（前連結会計年度は912百万円の減少）となりました。主な増加要因としては、法人税等の還付額226百万円、減価償却費151百万円、税金等調整前当期純利益113百万円等によるものであります。一方、主な減少要因としては、仕入債務の増減額376百万円、預り保証金の増減額97百万円、法人税等の支払額23百万円等によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、144百万円の減少（前連結会計年度は68百万円の減少）となりました。主な増加要因としては、関係会社預け金の払戻による収入860百万円、投資事業組合からの分配による収入23百万円等によるものであります。一方、減少要因としては、主に関係会社預け金の預入による支出900百万円、投資有価証券の取得による支出90百万円等によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、22百万円の減少（前連結会計年度は177百万円の減少）となりました。主な増加要因としては、新株予約権の行使による収入1百万円によるものであります。一方、主な減少要因としては、配当金の支払額20百万円等によるものであります。

(注) (ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書の要旨は監査対象外です。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	4社
主要な連結子会社の名称	GMO NIKKO株式会社 GMOソリューションパートナー株式会社 GMOインサイト株式会社

(注) 1.GMO NIKKO株式会社とGMOアドマーケティング株式会社は2024年1月1日付でGMO NIKKO株式会社を存続会社、GMOアドマーケティング株式会社を消滅会社とする吸収合併を行なっております。

2. 当社は、2024年11月18日付吸収合併契約に基づき、2025年1月1日をもって当社子会社であるGMOソリューションパートナー株式会社を吸収合併しました。

(2) 主要な非連結子会社の名称

主要な非連結子会社の名称等	株式会社サイトワン ゼロイチ株式会社
---------------	-----------------------

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社7社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び会社等の名称

持分法を適用した会社の数	1社
会社の名称	GMOドリームウェーブ株式会社

(2) 持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の名称等

主要な会社等の名称	株式会社サイトワン ゼロイチ株式会社
-----------	-----------------------

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

総平均法による原価法を採用しております。（収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：15～22年、工具器具及び備品：4～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間（5年以内）による定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
 - ③ 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
 - ④ ポイント引当金
当社グループが運営するポイントサイト会員に付与したポイントの利用に備えるため、翌連結会計年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。
- (4) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、償却期間を決定した上で均等償却しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
なお、履行義務の対価は、1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。
- i. インターネット広告事業
インターネット広告事業の主な収益は、顧客である広告主との契約に基づくインターネット広告取次業務であり、広告主が期待する広告効果を提供しうる広告媒体を継続して手配し、配信状況についての管理・運用をすることが履行義務となるため、当該履行義務は広告配信期間にわたって充足されるものであり、顧客との各契約条件に応じて収益を認識しております。
 - ii. インターネットメディア事業
インターネットメディア事業の主な収益は、自社で運営するメディアに、広告配信業者を経由して顧客の広告を配信し、ユーザーがその広告をクリックするなどして広告種別により定められた契約条件が成立した時点で履行義務が充足されるものであり、同時点で収益を認識しております。
- (6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
グループ通算制度の適用
当社および一部の連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

(表示方法の変更に関する注記)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「棚卸資産」は、金額的重要性が減少したため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

なお前連結会計年度の「棚卸資産」は、1,149千円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

(1)当連結会計年度に連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 161,899千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の計上にあたり、将来減算（加算）一時差異等の解消スケジュールをもとに収益力及びタックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得に基づき、回収が見込まれる繰延税金資産を計上しております。

将来の課税所得の見積りは、市場動向やこれに基づく事業成長率等の仮定を含め、経営者により承認された将来の事業計画に基づいて保守的に算定しており、外部情報及び内部情報の両方から得られた過去のデータを基礎としております。見積りに用いた仮定は合理的であり、当連結会計年度末の繰延税金資産の残高は妥当であると判断しております。

ただし、会計上の見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、市場環境や競合他社の状況により、将来の課税所得の変動の影響を受けて、繰延税金資産の金額が減少し、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 受取手形及び売掛金の内訳

受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

売掛金	3,493,718千円
電子記録債権	28,067千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 295,232千円

連結計算書類

3. 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。
 投資有価証券（株式） 10,547千円
4. 流動負債その他に含まれる契約負債の額
 その他のうち、契約負債の金額は以下のとおりであります。
 契約負債 131,056千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
 普通株式 16,757,200株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たりの配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月19日 定時株主総会	普通株式	20,957	1.30	2023年12月31日	2024年3月22日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たりの配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	111,259	6.90	2024年12月31日	2025年3月24日

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
 普通株式 199,800株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用に関しては短期的な預金等に限定しております。また、資金調達については銀行借入による方針です。なお、親会社であるGMOインターネットグループ株式会社のキャッシュマネジメントサービス（CMS）取引に参加しており、必要な資金を適宜調達する事が可能となっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客等の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、信用調査資料等により取引先の信用力を評価し、取引条件を都度設定しております。

関係会社預け金は、銀行預金と同じ取扱いであり、払出しは容易であることから、リスクは無いと判断しております。

投資有価証券及び出資金は、主に業務上の関係を有する株式及び投資事業有限責任組合出資金等であり、発行体の信用リスク又は市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金等は、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従って取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を定期的に把握し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成、更新するとともに、手元流動性の維持により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち、35.0%が大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日(連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式及び投資事業組合への出資持分は、投資有価証券に含めておりません(注2)を参照ください。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	162,324	162,324	—

(注1)「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「関係会社預け金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式の出資持分の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	105,681

(注3) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体の時価については記載を省略しております。当該金融資産の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資事業組合への出資持分	405,480

(注4) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,024,538	—	—	—
受取手形及び売掛金	3,521,786	—	—	—
関係会社預け金	900,000	—	—	—
合計	8,446,324	—	—	—

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	162,324	—	—	162,324

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	インターネット 広告事業	インターネット メディア事業	
自社企画サービス	9,496,154	1,430,336	10,926,491
代理提供サービス	2,071,238	—	2,071,238
顧客との契約から生じる収益	11,567,393	1,430,336	12,997,730
外部顧客への売上高	11,567,393	1,430,336	12,997,730

2. 報告セグメントの変更に関する事項

当社グループは、前連結会計年度まで事業セグメントを「エージェンシー事業」及び「メディア・アドテク事業」に区分しておりましたが、当連結会計年度より現状の事業展開を鑑みて経営管理区分を見直した結果、事業セグメントを「インターネット広告事業」及び「インターネットメディア事業」に変更しております。

3. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

4. 当連結会計年度及び翌連結会計年度の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約負債は主に、役務提供の前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含まれております。

当連結会計年度における契約負債の内訳は以下のとおりであります。

契約負債（期首残高）	172,287千円
契約負債（期末残高）	131,056千円

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、個別の契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から受け取る対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	321円02銭
2. 1株当たり当期純損失	0円30銭

(重要な後発事象に関する注記)

(重要な経営統合に関する吸収分割の実施)

2024年6月25日開催の当社取締役会において、GMOインターネットグループ株式会社（以下、「GMO-IG（株）」といいます。）を中核とした企業グループ（以下、「GMOインターネットグループ」といいます。）のインターネットインフラ事業の更なる成長を企図して、当社の親会社であるGMO-IG（株）のインターネットインフラ事業（ドメイン事業、クラウド・ホスティング事業、アクセス事業）及びインターネット広告・メディア事業（以下、総称して「対象事業」といいます。）を、当社が承継すること（以下、「本吸収分割」といいます。）について、以下のとおり決議いたしました。

具体的には、対象事業を吸収分割によりGMO-IG（株）から当社に承継させる旨の吸収分割契約（以下、「本吸収分割契約」といいます。）を締結し、2025年1月1日付で本吸収分割を実施いたしました。

なお、当社は本吸収分割により当社普通株式を新たに発行いたしました。これに伴い、当社の発行済株式数が増加し、現在の発行可能株式総数を上回ることとなるため、本吸収分割を実施するためには、当社の発行可能株式総数を増加させる必要がありました。したがって、当社は、定款第6条に定める発行可能株式総数を60,800,000株から555,000,000株へ増加させる定款変更を行っております。

また、2024年9月11日開催の臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）において、定款の一部変更が承認され、商号をGMOインターネット株式会社へ変更いたしました。

1.本吸収分割の目的

(1) 当社を取り巻く事業環境

GMOインターネットグループは、「すべての人にインターネット」をコーポレートキャッチに掲げ、1995年にGMO-IG（株）が開始したインターネットインフラ事業を中核として、インターネット広告・メディア事業、インターネット金融事業、暗号資産事業を展開しており、当社連結企業集団（当社及び連結子会社4社等で構成する企業集団）は、GMOインターネットグループのインターネット広告・メディアセグメントを構成しており、総合ネットメディア・広告事業として、WEBマーケティング、WEBメディア、アドテクノロジー等のインターネットサービスを提供しております。

当社が属するインターネット広告市場においては、広告の形態が多様化し続けており、運用型広告だけでなく、動画広告の利用拡大や、AI及びテクノロジーの更なる活用が期待されるなど、日々劇的に変化しております。

このような事業環境の変化を踏まえ、当社とGMO-IG（株）は今後の事業展開、組織体制につき、慎重に協議を進めてまいりました。GMOインターネットグループが目指す「100年単位で成長する企業グル

ープ」を実現し、当社連結企業集団がインターネット広告市場に及ぼす影響力を高め、業界をリードするプロ集団を目指すためには、本吸収分割を実施することでGMOインターネットグループとしての連携をより強化し、事業環境の変化に対応したスピード感のある事業展開及び更なる企業価値の向上を目指すことが必要であると考えております。

さらに、広告業界全体においては、新規参入企業の増加に加えて、大手企業の資本力を活用した事業展開を背景に、引き続き競争の激化が見込まれます。GMOインターネットグループとしての連携を強化することで、AIや新たなテクノロジーを活用した新商品の開発など、インターネット広告市場にとどまらない、新たな市場機会の創出を目指してまいります。

なお、下記「2.本吸収分割の要旨」の「(3) 本吸収分割に係る割当ての内容」に記載のとおり、本吸収分割は当社普通株式を対価としております。当社のキャッシュフローの健全性の確保の観点からも、本吸収分割の実施は当社の企業価値の向上に資するものと考えております。

(2) 本吸収分割の目的

GMOインターネットグループにおいて、GMO-IG（株）の対象事業と、当社の事業が本吸収分割により統合いたしました。

当社及びGMO-IG（株）の持続的成長、企業価値の最大化を目指し、GMOインターネットグループが目指す「100年単位で成長する企業グループ」の実現のためには、対象事業の有するドメイン、クラウド・ホスティング、アクセスなどインターネットインフラ事業のNo.1商材群及びその運営ノウハウと、当社の有するインターネット広告・メディア事業の実績及びクリエイティブ、アドテクノロジー領域でのノウハウをかけあわせ、双方の強みを最大限に活かした事業展開を行うことが不可欠であると考えております。

また、本吸収分割と併せて、当社の商号を「GMOアドパートナーズ株式会社」から「GMOインターネット株式会社」へと変更することで、国内で幅広く認知されている「GMOインターネット」のブランドを活用してまいります。

具体的には、GMO-IG（株）と当社の顧客基盤を相互活用することで、両社の製品及びサービスのリーチの大幅な拡大が見込まれるほか、当社のインターネット広告・メディア事業におけるノウハウをGMO-IG（株）のマーケティング活動に適用することで、販売効率、顧客満足度の向上や経営資源の効率化を図ることが可能となります。また、GMO-IG（株）のストック商材の運営ノウハウを当社事業に適用することで、当社のストック商材の開発の加速、競争力の向上も期待できると考えております。

2.本吸収分割の要旨

(1) 本吸収分割の日程

本吸収分割契約の承認に係る取締役会決議日	2024年6月25日
本吸収分割契約締結日	2024年6月25日
臨時株主総会基準日公告日	2024年6月25日
臨時株主総会基準日	2024年7月10日
本吸収分割契約の承認本吸収分割に係る臨時株主総会決議日	2024年9月11日
本吸収分割効力発生日	2025年1月1日

(2) 本吸収分割の方式

GMO-IG（株）を吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割により、GMO-IG（株）が営む対象事業を当社に承継いたしました。

(3) 本吸収分割に係る割当ての内容

当社は、対象事業の対価として当社普通株式257,941,328株を割当交付いたしました。

3.本吸収分割の当事者の概要

	吸収分割会社	吸収分割承継会社
(1) 名称	GMOインターネットグループ株式会社	GMOアドパートナーズ株式会社
(2) 所在地	東京都渋谷区桜丘町26番1号	東京都渋谷区桜丘町26番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役グループ代表 会長兼社長執行役員・CEO 熊谷正寿	代表取締役社長執行役員 橋口誠
(4) 事業内容	インターネットインフラ事業 インターネット広告・メディア事業 インターネット金融事業 暗号資産事業 インキュベーション事業	総合ネットメディア・広告事業
(5) 資本金	5,000百万円	1,301百万円

4.承継する事業の概要

承継する部門の事業内容

GMO-IG（株）が営むインターネットインフラ事業（ドメイン事業、クラウド・ホスティング事業、アクセス事業）及びインターネット広告・メディア事業

5.承継する事業の資産・負債の項目及び金額

現時点では詳細を精査中であり、確定しておりません。

6.会計処理の概要

本吸収分割は、企業結合会計基準における共通支配下の取引に該当し、のれん（又は負ののれん）は発生しない見込みです。

（資本金及び資本準備金の減少）

当社は、2024年9月11日開催の当社臨時株主総会において、資本金及び資本準備金の減少について承認決議し、2025年1月1日付で実施しております。

（1）資本金及び資本準備金の額の減少の目的

2024年6月25日開催の当社取締役会において、GMOインターネットグループ株式会社（以下、「GMO-IG（株）」といいます。）を中核とした企業グループ（以下、「GMOインターネットグループ」といいます。）のインターネットインフラ事業の更なる成長を企図して、当社の親会社であるGMO-IG（株）のインターネットインフラ事業（ドメイン事業、クラウド・ホスティング事業、アクセス事業）及びインターネット広告・メディア事業（以下、総称して「対象事業」といいます。）を、当社が承継すること（以下、「本吸収分割」といいます。）について決議し、2025年1月1日付で本吸収分割を実施いたしました。

本吸収分割に伴う発行済株式数の増加及び事業規模の拡大等に備え、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、本吸収分割の効力が発生することを条件として、資本金の額及び資本準備金の額の減少（以下「本減資等」といいます。）を行うものであります。

（2）資本金及び資本準備金の額の減少の要領

①減少すべき資本金及び資本準備金の額

資本金の額 1,301,568,500円を801,568,500円減少して、500,000,000円に、資本準備金の2,056,344,836円を1,806,344,836円減少して、250,000,000円といたします。

②資本金及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えます。

(3) 資本金及び資本準備金の減少の効力発生日

取締役会決議日	2024年6月25日(火)
本臨時株主総会開催日	2024年9月11日(水)
債権者異議申述公告日	2024年11月18日(月)
債権者異議申述最終期日	2024年12月18日(水)
効力発生日	2025年1月1日(水)

(4) その他の重要な事項

本減資等は、貸借対照表の純資産の部における資本金及び資本準備金をその他資本剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

(完全子会社の吸収合併)

当社は、2024年11月18日開催の取締役会において2025年1月1日を効力発生日として、当社の完全子会社であるGMOソリューションパートナー株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を決議し、同日付で合併契約の締結をしました。この契約に基づき、当社は2025年1月1日付で吸収合併をしております。

(1) 企業結合の概要

① 結合当事企業の名称及び事業の内容

被結合企業の名称	GMOソリューションパートナー株式会社
事業の内容	WEBサイト集客支援事業

② 企業結合日

2025年1月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社、GMOソリューションパートナー株式会社を消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

GMOインターネット株式会社

⑤ その他取引の概要に関する事項

本合併は、当社が本年6月25日に発表いたしました「GMOインターネットグループのインターネットイ

ンフラ事業の再編に係るGMOインターネットグループ株式会社との吸収分割契約締結に関するお知らせに記載の吸収分割契約に伴う組織統合の一環とした再編であります。GMOソリューションパートナー株式会社は主に WEB サイト集客支援事業を行っております。また、吸収分割の対象となるGMOインターネットグループ株式会社の事業において、同様の事業を行っております。こうしたなか、経営資源の集約・効率的な事業運営を図るため、当社の完全子会社であるGMO ソリューションパートナー株式会社を吸収合併することといたしました。

(2) 合併により取得の対価として交付した株式の種類別の割当比率及びその算定方法並びに交付する株式数

本合併は、当社の完全子会社との吸収合併であるため、株式その他の金銭等の割当は行いません。

(3) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

(第8回新株予約権の発行)

当社は、2025年1月6日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、2025年1月31日に新株予約権を付与いたしました。

1. 新株予約権の数

12,744個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式1,274,400株とし、下記3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しないものとする。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他

これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2027年1月31日から2035年1月5日（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - ⑤ 新株予約権者は、違法もしくは不正な職務執行を行った場合、当社または当社関係会社の社会的信用を害する行為その他当社または当社関係会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合、またはこれらに準ずる行為があると認められる場合には、未行使の本新株予約権を行使できない。
 - ⑥ 新株予約権者は、本3.(6)に定めるその他の条件を充足することを条件として、以下の区分に従って、付された権利の一部または全部を行使することが可能となる。なお、行使可能な新株予約権の個数が1の整数倍でない場合には、1未満の端数を四捨五入して得られた数とする。
 - (ア) 付与決議をした日後2年を経過した日から1年間は、付与された新株予約権の個数の3分の1について権利を行使することができる。
 - (イ) 前(ア)に定める期間の満了日から1年間は、付与された新株予約権の個数の3分の1について権利を行使することができる。
 - (ウ) 前(イ)に定める期間の満了日から1年間は、付与された新株予約権の個数の3分の1について権利を行使することができる。
 - (エ) 前(ウ)に定める期間の満了日後は、付与された新株予約権の全部について権利を行使することができる。
 - ⑦ 新株予約権者は、当社が各事業年度において定めた当該各事業年度の営業利益目標（連結損益計算書を作成している場合には連結営業利益とする。以下、本⑦において同じ。）を達成しなかった場合には、その翌事業年度において本新株予約権を行使できない。なお、上記における営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
 - ⑧ 新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、行使期間の最終日（行使期間の最終日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。）の前営業日までの期間におけるいずれかの日において、時価総額（以下の算定式によって算出するものとする。）が2,000億円を超過した場合に限

り、最初に超過した日の翌日以降、本3.(6)に定めるその他の条件を充足することを条件として、本新株予約権を行使することができる。

時価総額＝(当社の発行済普通株式総数－当社が保有する普通株式に係る自己株式数)×東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値

4. 新株予約権の割当日

2025年1月31日

5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- 上記3. (4) に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3. (6) に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 申込期日
2025年1月20日

9. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役	2名	636個
当社執行役員	7名	1,260個
当社従業員	580名	8,698個
当社完全子会社の執行役員	5名	250個
当社完全子会社の従業員	79名	1,900個

(第9回新株予約権の発行)

当社は、2025年1月6日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、2025年1月31日に新株予約権を付与いたしました。

1. 新株予約権の数
130個
なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式13,000株とし、下記3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。
2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭
本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しないものとする。
3. 新株予約権の内容
(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \frac{1 \text{ 株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2027年1月31日から2035年1月5日（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑤ 新株予約権者は、違法もしくは不正な職務執行を行った場合、当社または当社関係会社の社会的信用を害する行為その他当社または当社関係会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合、またはこれらに準ずる行為があると認められる場合には、未行使の本新株予約権を行使できない。
- ⑥ 新株予約権者は、本3.(6)に定めるその他の条件を充足することを条件として、以下の区分に従って、付された権利の一部または全部を行使することが可能となる。なお、行使可能な新株予約権の個数が1の整数倍でない場合には、1未満の端数を四捨五入して得られた数とする。
 - (ア) 付与決議をした日後2年を経過した日から1年間は、付与された新株予約権の個数の3分の1について権利を行使することができる。
 - (イ) 前(ア)に定める期間の満了日から1年間は、付与された新株予約権の個数の3分の1について権利を行使することができる。
 - (ウ) 前(イ)に定める期間の満了日から1年間は、付与された新株予約権の個数の3分の1について権利を行使することができる。
 - (エ) 前(ウ)に定める期間の満了日後は、付与された新株予約権の全部について権利を行使することができる。
- ⑦ 新株予約権者は、当社が各事業年度において定めた当該各事業年度の営業利益目標（連結損益計算書を作成している場合には連結営業利益とする。以下、本⑦において同じ。）を達成しなかった場合には、その翌事業年度において本新株予約権を行使できない。なお、上記における営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事

象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

- ⑧ 新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、行使期間の最終日(行使期間の最終日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。)の前営業日までの期間におけるいずれかの日において、時価総額（以下の算定式によって算出するものとする。）が2,000億円を超過した場合に限り、最初に超過した日の翌日以降、本3.(6)に定めるその他の条件を充足することを条件として、本新株予約権を行使することができる。

時価総額＝(当社の発行済普通株式総数－当社が保有する普通株式に係る自己株式数)×東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値

4. 新株予約権の割当日

2025年1月31日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3. (3) に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3. (4) に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3. (6) に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 申込期日
2025年1月20日

9. 新株予約権の割当てを受ける者及び数
- | | | |
|-----------|----|------|
| 当社子会社の取締役 | 1名 | 30個 |
| 当社子会社の従業員 | 4名 | 100個 |

(報告セグメントの変更)

当社は、2025年12月期より、報告セグメントを変更することについて2025年2月12日開催の当社取締役会において決議いたしました。

(1) セグメントの変更の理由

当社は、2025年1月1日より、GMOインターネットグループ株式会社のインターネットインフラ事業およびインターネット広告・メディア事業を吸収分割により承継し、併せて商号をGMOインターネット株式会社へと変更致しました。これに伴い、当社の主要な事業内容も大きく変更となり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う事業区分も本再編を受けて大きく見直すこととしたものであります。

(2) セグメント変更の概要

従来の「インターネット広告事業」と「インターネットメディア事業」を、「インターネット広告・メディア事業」に統合すると共に、新たに「インターネットインフラ事業」を追加する事といたしました。

(3) セグメント変更の影響

変更後のセグメント区分によった場合の当連結会計年度の報告セグメントごとの売上高、利益または損失、資産、その他の項目の金額に関する情報は現在算定中であります。

計算書類

貸借対照表 (2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	2024年12月期	科 目	2024年12月期
● 資産の部		● 負債の部	
流動資産	841,497	流動負債	166,775
現金及び預金	574,252	未払金	73,856
売掛金	47,945	未払法人税等	5,854
貯蔵品	182	預り金	40,440
前払費用	67,349	賞与引当金	8,466
関係会社短期貸付金	11,598	その他	38,157
その他	143,120	固定負債	319,460
貸倒引当金	△2,951	長期預り敷金	178,836
固定資産	3,588,151	資産除去債務	131,772
有形固定資産	219,461	繰延税金負債	8,850
建物	195,521	負債合計	486,235
工具器具及び備品	23,939	● 純資産の部	
無形固定資産	32,440	株主資本	3,819,883
ソフトウェア	32,079	資本金	1,301,568
その他	361	資本剰余金	2,086,073
投資その他の資産	3,336,249	資本準備金	2,056,344
投資有価証券	626,316	その他資本剰余金	29,729
関係会社株式	2,394,156	利益剰余金	683,249
敷金	208,171	その他利益剰余金	683,249
保険積立金	91,307	繰越利益剰余金	683,249
その他	29,037	自己株式	△251,008
貸倒引当金	△12,739	評価・換算差額等	97,421
資産合計	4,429,649	その他有価証券評価差額金	97,421
		新株予約権	26,109
		純資産合計	3,943,413
		負債及び純資産合計	4,429,649

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

科 目	2024年12月期	
営業収益		
関係会社受取配当金	138,983	
関係会社事業受託収入	403,476	
施設等利用料収入	137,725	
営業収益合計		680,185
営業費用		1,080,136
営業損失		399,950
営業外収益		
受取利息	8,471	
受取配当金	341	
その他	10,614	19,427
営業外費用		
投資事業組合運用損	24,373	
その他	897	25,270
経常損失		405,793
特別利益		
新株予約権戻入益	5,293	5,293
税引前当期純損失		400,500
法人税、住民税及び事業税	△79,754	
法人税等調整額	△48,630	△128,384
当期純損失		272,116

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金合計
2024年1月1日 残高	1,301,568	2,056,344	28,976	2,085,321	976,323	976,323
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△20,958	△20,958
当期純利益					△272,116	△272,116
自己株式の処分			752	752		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	752	752	△293,074	△293,074
2024年12月31日 残高	1,301,568	2,056,344	29,729	2,086,073	683,249	683,249

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2024年1月1日 残高	△252,278	4,110,935	71,916	71,916	31,863	4,214,715
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△20,958				△20,958
当期純利益		△272,116				△272,116
自己株式の処分	1,269	2,022				2,022
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			25,504	25,504	△5,754	19,750
事業年度中の変動額合計	1,269	△291,051	25,504	25,504	△5,754	△271,301
2024年12月31日 残高	△251,008	3,819,883	97,421	97,421	26,109	3,943,413

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

総平均法による原価法を採用しております（収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：15～22年、工具器具及び備品：5～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間（5年以内）による定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

純粋持株会社である当社の主な収益についての、主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、履行義務の対価は、1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

i. 関係会社受取配当金

関係会社受取配当金は、配当の効力発生日をもって収益を認識しております。

ii. 関係会社事業受託収入

関係会社事業受託収入は、当社が関係会社との間で締結する契約に基づき、管理部門機能の役務を提供する事が履行義務であり、履行義務の充足に伴い一定期間にわたって収益として認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度に計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 一千円

繰延税金負債との相殺前の金額は65,352千円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」は、連結注記表の（会計上の見積りに関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度に計算書類に計上した金額

関係会社株式 2,394,156千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としていますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、その後の状況で財政状態に重要な影響を及ぼす事項の有無を把握した上で発行会社の1株当たり純資産額を基礎として算定しております。

関係会社株式の評価は、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、予測不能な実態により関係会社の経営環境が変化した場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	150,577千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	171,631千円
長期金銭債権	222,868千円
短期金銭債務	61,532千円
長期金銭債務	178,836千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	673,517千円
営業費用	363,869千円
営業取引以外の取引高	8,390千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	635,867	—	3,200	632,667

(変動事由の概要)

減少数の内訳は、新株予約権の行使によるものです。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

繰越欠損金	159,604千円
投資有価証券評価損	81,626千円
企業再編に関する費用	72,243千円
資産除去債務	40,348千円
関係会社株式評価損	6,346千円
貸倒引当金超過額	4,804千円
減価償却超過額	4,719千円
賞与引当金	2,592千円
未払費用	1,562千円
未払事業税	1,016千円
その他	1,927千円
繰延税金資産小計	376,793千円
評価性引当額	△311,440千円
繰延税金資産合計	65,352千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△43,685千円
資産除去債務に対応する除去費用	△30,517千円
繰延税金負債合計	△74,202千円
繰延税金負債の純額	△8,850千円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 本出資 (千円)	事業の内容 または 職業	議決権の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係		取 引 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)	(注)
						役員の 兼務等	事業上 の関係					
親会社	GMOインターネットグループ株式会社	東京都渋谷区	5,000,000	インターネット総合事業	直接 9.66 間接 47.34	兼任 5人	当社への 広告の出稿 及び 媒体の提供	賃料及び施設 利用料等 の支払	363,869	未払金	27,771	注 1
								事務所 建物の 賃借	—	敷金	208,171	注 1

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 同社における一括負担分のうち、当社使用分の実費相当額となっております。

(イ) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(ウ) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金は 資本 また 出資 (千円)	事業の内容 または 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係		取引 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	(注)
						役員 の 兼務等	事業上 の関係					
子会社	GMO NIKKO 株式会社	東京都渋谷区	100,000	インターネット 広告事業	直接 100.00	兼任 3人	当社への 管理業務の委託 及び 債務の保証 及び 金銭の貸付	管理業務受託料	393,356	売掛金	34,695	注1、2
								配当金の受取	31,418	—	—	注3
								貸付金利息	7,795	流動資産 その他(未 収収益)	—	注4

- (注) 1. 上記取引金額のうち、取引金額に消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んで表示しております。
2. 管理業務受託料については、一般の取引と同様に決定しております。
3. 子会社からの剰余金の配当金額については、業績・内部留保及び当社グループ内の基準等を総合的に勘案し、定時株主総会により配当金額を決定しております。
4. 金銭の貸付については、同社と「金銭消費貸借契約」を締結し、貸付金利については市場金利等を勘案して決定しております。

(工) 兄弟会社等

該当事項はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	242円94銭
2. 1株当たり当期純損失	16円87銭

(重要な後発事象に関する注記)

連結注記表と同一内容であるため、注記を省略しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月20日

GMOインターネット株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 一 樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南 山 智 昭

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、GMOインターネット株式会社（旧社名 GMOアドパートナーズ株式会社）の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GMOインターネット株式会社（旧社名 GMOアドパートナーズ株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記（重要な経営統合に関する吸収分割の実施）に記載されているとおり、インターネットインフラ事業及びインターネット広告・メディア事業をGMOインターネットグループ株式会社から会社に承継させる旨の吸収分割契約を締結し、2025年1月1日付で本吸収分割を実施している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月20日

GMOインターネット株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 一 樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南 山 智 昭

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、GMOインターネット株式会社（旧社名GMOアドパートナーズ株式会社）の2024年1月1日から2024年12月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記（重要な経営統合に関する吸収分割の実施）に記載されているとおり、インターネットインフラ事業及びインターネット広告・メディア事業をGMOインターネットグループ株式会社から会社に承継させる旨の吸収分割契約を締結し、2025年1月1日付で本吸収分割を実施している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は

集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月20日

GMOインターネット株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 岩 濱 みゆき ㊟

監 査 等 委 員 杉 野 知 包 ㊟

監 査 等 委 員 鮎 川 拓 弥 ㊟

(注) 監査等委員岩濱みゆき、杉野知包及び鮎川拓弥は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

議決権行使に関する事項

- 書面またはインターネットによる事前の議決権行使が可能です。
- 開催日当日に議決権行使される場合は、
当社指定のウェブサイトを通じてバーチャルオンリー株主総会にご出席ください。
バーチャルオンリー株主総会では、オンラインでの議決権行使・ご質問等が可能です。

※ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、
掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。